

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第2号

パワーハラスメント相談窓口設置の義務化、準備は万全ですか？

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をポイントを絞ってお届けします。

レーヴ法律事務所弁護士。
大阪電気通信大学工学部電子工学科卒業、半導体製造会社にエンジニアとして勤務した後、金沢大学大学院法学研究科法務専攻修了。2012年弁護士登録。
2021年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所に参画。



弁護士
今西 淳浩

P

POINT-1

園にも、パワーハラスメント相談に適切に対応できる窓口を設置する義務があります



労働施策総合推進法が改正され、令和4年4月1日から、パワーハラスメント防止措置を講じることがすべての事業主の義務となり、そのひとつとして「相談窓口を設置し、相談窓口担当者が相談の内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること」が求められています。

なお、パワーハラスメントだけでなく、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様の義務が事業主に求められています。

P

POINT-2

相談しやすい相談窓口となっているか点検しましょう

相談窓口を設置していない、あるいは、相談窓口担当者を定めていない場合、早急に相談窓口の設置に向けた取り組みをしてください。

相談窓口を設置している場合でも、それだけで十分とはいえません。相談に対し適切な対応ができるように、対応マニュアルの整備、相談窓口担当者に対し研修を行う（対応の仕方、カウンセリング手法など）など取り組むべき課題はありませんか。

今一度見直しをしてみてもはいかがでしょうか。

相談窓口

どうしたのですか？

- 相談窓口の設置
- 窓口担当者を定める
- 対応マニュアルの整備
- 窓口担当者に対し研修を行う

